

無料



## 若年者等キャリアカウンセリング事業 『キャリアサポートのぼりべつ』をご利用ください

▶ 問い合わせ 商工労政グループ (☎ 2171)

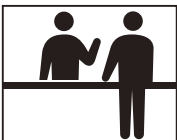
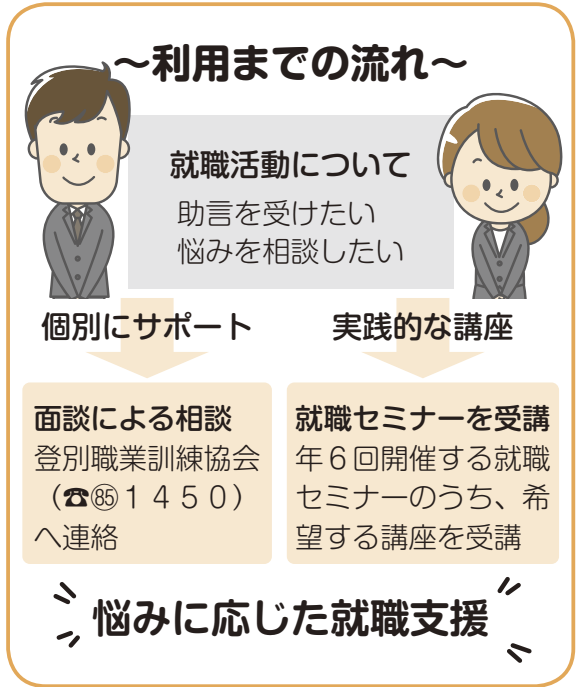
市は、就職を希望する若年者などの不安を取り除き、自分の適性に合った職業選択ができるよう、登別職業訓練協会に委託して、専門家による個別相談やセミナーなどを行い、自信を持って就職活動に取り組み、就職することができるようサポートしています。

就職活動を始めようと考えている方、就職活動に不安や悩みなどがある方は、同事業を利用してみませんか。

▶ **相談先** 登別職業訓練協会（25ページの『キャリアサポートのぼりべつ（市委託事業）』をご覧ください。

### 就職セミナーのお知らせ

- ▶ **日時・内容**（いずれも13時30分～16時30分）
  - ・ 8月23日(木) 自己分析とグループカウンセリング演習
  - ・ 10月18日(木) 自分に合った仕事の探し方
  - ・ 11月15日(木) 職務経歴書の作成
  - ・ 平成31年2月14日(木) 履歴書の作成
  - ・ 平成31年3月14日(木) 面接のポイントを知る
- ▶ **場所** 職業訓練センター（青葉町42-13）
- ▶ **申し込み** 登別職業訓練協会（☎ 1450）



## 国民年金保険料を納めることが困難な場合は 『免除制度』と『納付猶予制度』を利用しましょう

国民年金保険料が未納の場合、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき『障害基礎年金』や『遺族基礎年金』が受けられないことがあります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の免除や納付猶予を受けられる場合があります。

※免除を受けるには、所得制限がありますので、詳しくは問い合わせください。

### ▶ 手続きに必要なもの

印鑑、年金手帳または納付書、失業の場合は『雇用保険被保険者離職票』の写し、または『雇用保険受給資格者証』

### ▶ 問い合わせ

年金・長寿医療グループ  
(☎ 2137)

### 免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額（月額16,340円）、または一部を免除します。免除の期間は、全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が減額して計算されます。

- ・ 全額免除（全額納付したときと比べ、年金額は2分の1）
- ・ 4分の1納付（保険料額4,090円・年金額は8分の5）
- ・ 2分の1納付（保険料額8,170円・年金額は4分の3）
- ・ 4分の3納付（保険料額12,260円・年金額は8分の7）

※規定の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されませんのでご注意ください。

### 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定以下の場合に、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。

※免除制度、納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納める（追納）ことができます。  
※過去2年1カ月分まで遡及して、免除制度、納付猶予制度の申請ができます。